第 10 章　中間報告書に対する意見

「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書【山梨県】（平成 26 年８月）」に基づく中間報告書（その１）」（以下、「中間報告書（その１）」という。）及び「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書【山梨県】（平成 26 年８月）」に基づく中間報告書（その２）」（以下、「中間報告書（その２）」という。）は、山梨県環境影響評価条例（平成 10 年３月 27 日山梨県条例第１号。以下、「条例」という。）第 38 条第１項（条例第 46 条の定めにより準用。以下同じ。）に基づき作成した対象事業実施中間報告書であり、中間報告書（その１）は評価書【山梨県】送付から平成 29 年度までに実施した事後調査の結果、中間報告書（その２）は平成 31 年度から令和２年度までに実施した事後調査の結果、環境保全措置の実施状況を述べたものである。

中間報告書（その１）は、条例第 38 条第３項に基づき、平成 30 年７月 31 日に中間報告書を山梨県知事及び関係市町の長に送付するとともに、条例第 39 条に基づき、平成 30 年８月１日に中間報告書を作成した旨を公告し、平成 30 年８月１日から平成 30 年８月 31 日まで中間報告書を関係地域内において縦覧に供した。合わせて、条例第 40 条第１項の定めにより中間報告書について環境の保全の見地からの意見を有する者が提出した意見書を、平成 30 年８月１日から平成 30 年９月 14 日までの間に３通受領した。また、条例第 42 条の定めにより、中間報告書について環境の保全の見地からの意見書を、平成 30 年 12 月 28 日に山梨県知事より受領した。

中間報告書（その２）は、条例第 38 条第３項に基づき、令和３年７月 16 日に中間報告書を山梨県知事及び関係市町の長に送付するとともに、条例第 39 条に基づき、令和３年７月 19 日に中間報告書を作成した旨を公告し、令和３年７月 19 日から令和３年８月 18 日まで中間報告書を関係地域内において縦覧に供した。条例第 40 条第１項の定めにより令和３年７月 19 日から令和３年９月１日まで実施した中間報告書について環境の保全の見地からの意見を有する者からの意見書の受付について、提出は無かった。また、条例第 42 条の定めにより、中間報告書について環境の保全の見地からの意見書を、令和３年 12 月 27 日に山梨県知事より受領した。

本章は、中間報告書（その１）及び中間報告書（その２）に対して受領した意見の概要及び当該意見について事業者の見解を再掲する。

10-1　環境の保全の見地から意見を有する者からの意見の概要及び当該意見についての事業者の見解

条例第 40 条第１項の定めにより中間報告書について環境の保全の見地からの意見を有する者が提出した意見の概要及び当該意見について事業者の見解を以下に示した。

10-1-1　中間報告書（その１）に対する意見の概要及び事業者の見解

意見の概要	事業者の見解
【地下水、水資源、土壌環境】	
○トンネル掘削に伴う薬液注入工法は、どのような方法で行うのか。	トンネル掘削にあたっては、先進ボーリング等により掘削前方の状況を確認し、必要により他のトンネル工事でも一般に実施している薬液注入等の補助工法を併用します。薬液注入工法は、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」（建設省：昭和 49 年 7 月）等に基づき実施します。
○発生土を有効利用する事業者へ提供する場合、環境に関わる調査は提供者と引受者のどちらが行うのか。異常事態が発生した時は、提供者と引受者のどちらの責任で対処するのか。	当社以外の第三者が事業主体である事業へ発生土を提供する場合、当該事業の事業主体である引受者が法令等に基づく環境対策や防災対策等の施行義務を負うことが基本と考えております。当社は、引受者に対して発生土に関する情報提供を行います。
【動物、生態系】	
○イヌワシ（早川町ペア）は、なぜ調査したのか。	評価書送付後の平成 26 年度営巣期に、早川町のクマタカペアの生息状況を確認する中で、イヌワシ（早川町ペア）の生息を確認しましたので、継続調査を実施しています。
○イヌワシ（早川町ペア）の繁殖時期に、工事の一時中止等の措置を行ったのか。	中間報告書対象期間中の工事実施箇所とイヌワシ（早川町ペア）の巣は十分離れているため、工事の一時中止等の措置は行っていません。

意見の概要	事業者の見解
【発生土置き場】 ○早川北小学校に近い塩島地区を、発生土置き場、仮置き場に選定した理由を知りたい。	塩島地区の発生土置き場（仮置き場を含む。）は、土砂等資材置き場等として既に改変がなされた土地より選定しました。塩島地区発生土置き場において、建設機械の稼働について、大気質、騒音及び振動の工事最盛期のモニタリングを実施し、環境基準等に適合することを確認しています。 なお、生活環境等への配慮の一環として、早川北小学校前の山梨県道 37 号南アルプス公園線を通行する工事用車両を減らして欲しいとの要望を受けて、塩島地区に工事用車両の迂回路の設置を計画し、関係する協議を進めています。
○雨畑地区発生土仮置き場では、いつから準備工事を始めたのか。	雨畑地区発生土仮置き場では、平成 29 年度中間報告書　資料編の表 3-4-2-3-2 (3-4-2-4 ページ）に記載のとおり、「工事前」の地下水の水質のモニタリングを平成 28 年 10 月 20 日に実施しました。「工事前」とは、発生土を雨畑地区発生土仮置き場へ搬入開始する前を意味しており、雨畑地区発生土仮置き場の準備工事開始前の意味ではありません。10 月 20 日より前から準備工事を実施していました。
○雨畑地区発生土仮置き場は、いつ更地化されるのか。	雨畑地区発生土仮置き場は、仮置き期間終了後、発生土及び排水設備等の全ての設備を撤去し、原状復旧して地権者へ返還します。仮置き期間は 2020 年度末までを計画していますが、期間を延長する場合があります。

意見の概要	事業者の見解
【その他】	
○環境影響評価項目と事後調査項目はどのように定めたのか。	環境影響評価の項目は、国土交通省令に示す参考項目及び整備新幹線の事例をもとに、想定される影響要因及び影響を受けるおそれがある環境要素に対して、法令等による規制又は目標の有無及び環境への影響の重大性を考慮し選定しました。 また、選定した環境影響評価項目について、「予測の不確実性の程度」「環境保全措置の効果の程度」を勘案して事後調査の必要性等を検討し、事後調査項目を選定しました。
○山梨リニア実験線の実験終了はいつか。終了後の施設の撤去はいつか。	山梨リニア実験線で実施している走行試験は、平成 29 年 3 月に国土交通大臣より承認を受けた技術開発基本計画に基づいており、その期間は平成 34 年度 (2022 年度) までとなっています。山梨リニア実験線では 2023 年度以降、本格的に営業線に向けた工事を実施し、中央新幹線（品川・名古屋間）の一部として活用する計画です。
○山梨リニア実験線の沿線住民の声を聞き、対応してほしい。	山梨リニア実験線沿線では、沿線自治会等への説明会を現在まで複数回にわたり実施してきており、地元の皆様へ環境対策のご説明を実施するとともに、皆様からのご質問等にも対応するなど、沿線の環境保全に向け取り組んできております。

意見の概要	事業者の見解
○騒音に関する対策を示し、環境保全措置の実施状況の開示を求める。	列車の走行（地下を走行する場合を除く。）に係る騒音の環境影響を低減させるため、評価書において、環境保全措置として「防音壁、防音防災フードの設置」「防音防災フードの目地の維持管理の徹底」「桁間の目地の維持管理の徹底」「防音壁の改良」及び「個別家屋対策」を実施することとしました。「沿線の土地利用対策」は、評価の指標となる基準が「新幹線鉄道騒音による被害を防止するための音源対策、障害防止対策（個別家屋対策）、土地利用対策等の各種施策を総合的に推進するに際して行政上の目標となるべきもの」とされていることから、その実施について関係機関に協力を要請することとしました。 環境保全措置の実施状況は、山梨県環境影響評価条例に基づく中間報告書及び完了報告書に記載して、山梨県知事及び関係市町の長へ送付します。中間報告書を作成しない年度は、事業者の取り組みとして年次報告に取りまとめ山梨県及び関係市町へ送付します。
○リニア空力音と新幹線鉄道騒音の予測調査手法は同じで良いのか。	列車の走行に係る騒音の評価については、平成 21 年７月に開催された国土交通省の超電導磁気浮上式鉄道実用技術評価委員会における審議を踏まえ、現行の新幹線と同様の「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」（昭和 50 年環境庁告示第 46 号）を適用し、評価基準としました。採用した予測手法は実績のある整備新幹線での予測手法を参考にしており、科学的知見に基づくものです。また、リニア特有の現象については、山梨リニア実験線における走行試験による検証を行っています。
○防音壁区間と防音防災フード区間はどのように定めるのか。	評価書では、列車の走行に係る騒音の影響について、現状の土地利用を踏まえて防音壁,防音防災フードを想定し、予測及び評価を行いました。防音壁、防音防災フードの具体的な設置位置については、山梨県及び関係市町と調整の上、決定していきます。

10-2　環境の保全の見地から山梨県知事からの意見の概要及び当該意見についての事業者の見解

条例第 42 条の定めにより中間報告書について環境の保全の見地から山梨県知事が提出した意見の概要及び当該意見について事業者の見解を以下に示した。

10-2-1　中間報告書（その１）に対する意見の概要及び事業者の見解

知事意見	事業者の見解
はじめに 今回の中間報告書手続において、関係市町長や住民から、騒音、振動、水資源、景観、住民の生活環境の保全など、多岐にわたる意見が出されている。事業者においては、関係市町等からの意見に対し、正確で十分な情報提供を行うとともに、引き続き、地域への環境影響の低減に努めること。	環境影響の低減については、工事前に、具体的な工事計画に基づき環境保全措置を具体化しています。 事業者が新たに計画する発生土置き場（仮置き場を含む。）等においては、環境の調査及び影響検討を行い、その結果に基づき環境保全措置を具体化しています。 情報提供については、上記の環境の調査及び影響検討の結果、環境保全の内容を資料に取りまとめ、山梨県及び関係市町へ送付するとともに、事業者のホームページに掲載しています。 工事前には工事説明会を開催し、地域住民の皆様へご説明しています。 条例に基づき、３年に１回の頻度で中間報告書を作成し、山梨県知事及び関係市町の長へ送付しています。中間報告書を作成しない年度は年次報告を取りまとめ、山梨県及び関係市町へ送付しています。中間報告書及び年次報告は、事業者のホームページにも掲載しています。 環境保全事務所（山梨）、山梨工事事務所を設置し、地域住民の皆様からのお問い合わせに対応しています。 引き続き、環境影響の低減及び情報提供に努めます。

知事意見	事業者の見解
１　全般事項 事業実施にあたり、地域住民から、要望、苦情等があった場合は迅速かつ誠実に対応すること。 なお、中間報告書の環境保全措置の実施状況について、今後は、より具体的な記述と充実した資料によりわかりやすい報告書とすること。	 これまでと同様に、地域住民の皆様からの要望、苦情等には、迅速かつ誠実に対応いたします。 今後作成する中間報告書及び年次報告は、よりわかりやすい資料となるよう努めます。
２　個別事項 （１）大気 環境保全措置である低振動型建設機械及び低炭素型建設機械について、流通台数が少ないことを理由に未導入であるが、今後は積極的に採用するよう努めること。	 低振動型建設機械及び低炭素型建設機械は、流通台数が増加し、手配が可能になりましたら、積極的に採用いたします。
（２）水資源 湧水の水量及び地表水の流量の調査において、現在実施している調査頻度、調査範囲、調査期間では、降雨等による自然変動が大きく、工事の影響を定量的に把握することが困難である。流域の状況を把握できる常時観測地点の設置や既設観測所の常時観測データの活用も含め、調査や評価の方法を再検討し、追加調査等の実施により工事の影響を把握すること。その結果、工事の影響が認められた場合には、必要な環境保全措置を検討し、実施すること。	 水資源の事後調査は、トンネル工事の影響を把握することが目的であり、工事中は月１回の調査を基本としています。工事においてトンネル湧水量を日々観測しており、湧水量に明らかな変化が見られた場合には、必要により水資源の調査頻度を増やす対応を行います。 気象庁、河川管理者等が設置している観測所における降水量、河川水位などの観測データが工事実施箇所の近傍にある場合には、そのデータも含めて工事の影響を評価いたします。 工事の影響が認められる場合には、必要な環境保全措置を検討し、実施いたします。

知事意見	事業者の見解
３）動物（猛禽類） クマタカの飛翔減少の原因をイヌワシの定着によるものとしているが、中間報告書の説明をもって工事影響の有無を評価することは難しい。この評価を行うためにはできるだけ多くの調査データが必要になることから、今後、定点観察法による調査に加え、営巣地付近における騒音・振動測定などを実施し、猛禽類への影響を客観的に判断できるためのデータを収集するよう努めること。 また、今回の中間報告書においてイヌワシの定着が確認されたが、イヌワシについても大変希少な種であることから、今後の工事にあたっては影響を低減させるための措置を講ずること。	より客観的に判断できるよう、専門家の技術的助言を受けながら、データの充実に努めます。 なお、営巣地付近における騒音・振動測定は、専門家より、測定者が営巣地に近づくことで猛禽類へ及ぼす影響が大きい、との技術的助言を受けております。より影響の小さい調査方法を、専門家と相談しながら検討します。 イヌワシ（早川町地区ペア）は事後調査の対象ではありませんが、引き続き継続調査を実施するとともに、専門家と相談しながら、影響を軽減させるための措置を講じます。
（４）植物 植物を移植したにもかかわらず、一部が消失してしまったことから、移植場所の選定にあたっては、生育環境に加え、動物による食害など外的な影響についても十分考慮し、食害防止柵などの必要な措置を講ずること。	今後の移植・播種では、専門家の技術的助言を受けながら、食害、除草作業等の懸念のある箇所を避ける、保護柵を設置する等の対応を行います。

知事意見	事業者の見解
（５）景観 今後の事業実施において、構造物、工事内容が明らかになった段階で、景観に対する影響検討の過程を具体的に示すこと。	高架橋及び橋梁の景観に関する検討の概要は、評価書に記載しています。構造形式及び形状に変更があり、景観に影響を及ぼす場合には検討を行い、その過程を今後作成する中間報告書及び年次報告に掲載いたします。
また、発生土仮置き場、工事ヤードなどの一時的な施設についても、景観への影響が１年以上継続する可能性がある場合には影響検討を行うよう努めること。	工事ヤード等の一時的な施設は、仮設物等の配置等が工事の進捗に合わせて刻々と変化していくこと、設置期間が工事期間中に限定されることなどから、景観の調査及び影響検討の対象外としています。 なお、工事ヤードの周辺環境に配慮して、以下の取り組みを実施中です。 ・広河原非常口工事ヤードで、周囲に配慮した色の仮囲いを設置し、のり面を緑化しています。
なお、早川町内の既設の発生土仮置き場についても、日常的な視点場からの景観への影響があることから、飛散防止等に使用するシートについて自然色（茶色）を積極的に採用するなど、発生土置き場の色彩や形状について配慮すること。	早川町内の既設の発生土仮置き場は、一時的な施設であることから、景観の調査及び影響検討の対象外としました。 なお、発生土仮置き場の周辺環境に配慮して、以下の取り組みを実施中又は実施する計画です。 ・雨畑地区発生土仮土置き場で、搬入が完了した発生土に、深緑色の遮水シートを被せています。 ・早川町内中洲地区発生土仮置き場で、発生土で造成する盛土ののり面に植生工を行います。 発生土仮置き場の周辺では、必要により可能な範囲で植栽等を行います。

知事意見	事業者の見解
（６）発生土 発生土置き場（仮含む）の全体的な計画が明らかでないことから、発生土の搬入・処分について、計画及び今後の見通しが明らかになった時点で速やかに示すこと。	発生土置き場（仮置き場を含む。）の計画及び今後の見通しについては、関係者との調整が整った箇所から、環境の調査及び影響検討の結果並びに環境保全の内容を資料としてとりまとめ、山梨県及び関係市町へ送付するとともに、事業者のホームページに掲載いたします。
また、発生土置き場（仮含む）の位置、量、期間等の状況については、随時、ホームページで視覚的に把握できる方法を検討すること。	準備が整いましたら、事業者のホームページに、発生土置き場（仮置き場を含む。）の位置を示す地図及び写真等を掲載いたします。
上記知事意見に対する見解を県に報告するとともに事業者ホームページで公表すること。	上記の見解を山梨県に報告するとともに、事業者のホームページに掲載いたします。

10-2-2　中間報告書（その２）に対する意見の概要及び事業者の見解

知事意見	事業者の見解
はじめに 今回の中間報告書手続において、関係市町長や住民から、騒音、振動、水資源、景観、住民の生活環境の保全など、多岐にわたる意見が出されている。事業者においては、関係市町等からの意見に対し、正確で十分な情報提供を行うとともに、引き続き、地域への環境影響の低減に努めること。	中間報告書等を公表する際には、関係市町へ内容を説明し、十分な情報提供に努めます。 引き続き、工事ごとに工事計画や環境保全措置の計画を取りまとめた「環境保全の計画」に記載の環境保全措置を確実に実施し、地域住民の方々の生活環境や自然環境への影響の回避又は低減に努めてまいります。
2 大気質、騒音、振動 早川町の県道 37 号の交通量は、他事業の影響により、環境影響評価実施時と比較して増加しているため、大気質、騒音、振動への影響をできる限り低減するよう、当該道路を通行する他事業者とも連携して工事車両運行台数の総量低減を図るとともに、一日における運行の平準化に努めること。	県道 37 号の工事用車両運行にあたっては、GPS を活用した運行管理を実施しているほか、 複数の発生土置き場等への発生土運搬を考慮した運行台数として 「環境保全の計画」 に示す 465 台/日を上限として管理しております。 また、「環境保全の計画」に記載の環境保全措置を確実に実施することで、環境影響の低減に努めております。 そのほか、山梨県、早川町及び関係事業者で構成される「早川町内における土砂運搬対策推進協議会」に参加し、 関係事業者と連携しながら工事用車両の運行計画を調整し、早川町内にお住いの方々の日常生活や一般交通への影響軽減に努めています。

知事意見	事業者の見解
3 水資源 　地下水の水位、湧水の水量及び地表水の流量に係る事後調査及びモニタリング結果について、工事の影響は認められない旨記載されているが、そのように判断した合理的な根拠が示されていないことから、各調査地点についてその根拠を示すこと。 なお、合理的な根拠とするため、水位や流量の変動について、降雨等の短期的な影響を除いて把握する必要があることから、事後調査及びモニタリングの実施回数を増やすこと。	水資源の事後調査及びモニタリングは、トンネル工事による影響を把握することを目的としています。トンネル湧水量を日々監視する中で、大きな変動が見られた場合は、速やかにトンネル上部の状況を確認し、必要により河川の流量調査を追加する計画です。 　トンネル工事による影響は、これらの調査結果のほか、降水量等も踏まえ総合的に判断しています。今後の年次報告及び中間報告書においては、降水量の結果を掲載します。 　水資源の事後調査及びモニタリング地点は、中間報告書（その２）に記載の通り、計 58 地点を設定しています。調査地点はトンネルと直交する河川及び沢の下流地点のほか、環境影響評価書における地下水の予測検討範囲内の河川及び沢に設定しており、トンネル近傍の調査可能な小河川を調査しております。
早川非常口からのトンネル湧水量は、掘削開始以降増加傾向にあり、小河川への減水などの影響も懸念されるため、当該トンネル近傍の調査可能な小河川を調査地点に追加すること。 　調査結果及び分析結果を踏まえ、必要に応じて環境保全措置を実施すること。	なお、ご指摘の早川非常口からのトンネル湧水量についてですが、平成 29 年 7 月に斜坑掘削が完了し先進坑の掘削を開始しました。その後、平成 30 年 3 月より、本坑の掘削を開始しております。トンネル掘削延長の増加に応じてトンネル湧水量も増加していますが、掘削延長あたりの湧水量に大きな変動はありません。またその間の河川流量にも大きな変動は見られていないことを確認しています。 　　今後も引き続き、事後調査及びモニタリングを実施し、必要に応じて追加の環境保全措置を実施します。

知事意見	事業者の見解
4 植物 　重要な種の移植後の定着数が記載されていないことから、今後は、定着数を記載した上で移植の成否を考察し、必要に応じて追加の環境保全措置を実施すること。	植物の移植後の定着数が分かるように、移植した個体数及び移植後の生育個体数を今後の年次報告及び中間報告書に記載します。 　また、事後調査の結果、必要に応じて追加の環境保全措置を実施します。
5 動物 　高下地区のミゾゴイについて、工事による影響の有無を把握するため、鳴き声調査等必要な調査を検討して実施すること。 また、その調査結果も踏まえ、工事による影響の有無を考察し、必要に応じて追加の環境保全措置を実施すること。	富士川町高下地区での第四南巨摩トンネル新設（東工区）ほか工事では、ミゾゴイの営巣時期を避けた期間に伐採作業を実施した後、トンネル掘削等に着手しております。 　工事期間中のモニタリングは「中央新幹線第四南巨摩トンネル新設（東工区）ほか工事における環境保全について（トンネル掘削等）」に記載の通り、実施する計画です。 具体的なモニタリング計画としては、鳴き声調査（ソングポスト調査）及び営巣地確認調査を実施し、工事影響が懸念される場合には、専門家等にも相談のうえ、施工内容を調整する等の環境保全措置を検討します。
6 景観、日照阻害等 　評価書作成以降に変更又は明らかになった次の構造物について、景観や日照阻害等に及ぼす影響を整理し、必要な環境保全措置を検討すること。 　また、その過程を次回の中間報告書に掲載すること。 1)　変更となった防音防災フード又は防音壁	1) 環境影響評価書では、周辺の土地利用状況等を踏まえて防音壁や防音防災フード等の環境対策工の配置計画を決定することとしており、一部区間では、防音壁から防音防災フードへ配置計画を変更していますが、環境保全措置を実施することで、評価結果に変更は生じないと考えております。 　景観の項目では、環境影響評価書で検討した環境保全措置「構造物の形状の配慮」を実施します。社外の有識者による検討会にて検討した形状を防音防災フードに採用し、水平線を強調することで、景観資源や地域景観との調和が図られると考えております。環境対策工の配置計画が変更された場合においても、影響は低減されるものと考えております。

	日照阻害の項目では、環境保全措置「構造物の形式・配置等の工夫」を実施することで、高架橋の桁下空間を確保し、日照阻害の低減に努めるとともに、日影時間が規定時間を超える場合は、「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる損害等に係る費用負担について」に基づき、適切な対応を行います。 今後、環境対策工の施工に着手する前には工事説明会を開催し、構造物により生じる日影時間を整理して地域住民の皆様及び地元自治体へ説明いたします。
2) 高下地区の保守基地・変電所	2) 環境影響評価書における景観の項目では、主要な眺望点として、ダイヤモンド富士撮影スポットを選定し、富士山への眺望に対して予測を実施しておりますが、高下保守基地・変電所の造成部及び建屋等の構造物はほとんど視認されることはなく、景観資源に対する眺望に変化は生じないことから、影響は小さいと評価しております。 また、日照阻害の項目では、高下保守基地・変電所の建屋配置計画から、敷地境界を超えて発生する日照阻害について予測しております。高下保守基地・変電所では、敷地境界を超えて発生する日影は無いと予測し、影響はないと評価しております。

知事意見	事業者の見解
7 発生土 　発生土置き場の今後の計画が明らかでないことから、次回の中間報告書では、取りまとめ時点における今後の仮置き見込量、場所及び期間を整理して記載するとともに、早期処分に努めること。	発生土の仮置き量や期間の見込みについては、トンネル工事の進捗だけで定まるものではなく、発生土の受け入れ先の活用状況によっても変化してくるため、お示しすることは困難です。発生土の受け入れ先が決まりましたら、搬出の準備ができ次第、速やかに運搬、活用する計画です。 　なお、新たな発生土置き場等を設置する場合は、これまで通り環境保全の計画等を取りまとめ、着工前までに公表いたします。
また、現在ホームページで行っている発生土置き場に係る情報発信について、電子地図上に置き場の位置を示し、そこから各種情報に直接アクセスできるページを作成するなど、分かりやすい情報発信とすること。	発生土置き場等の情報については、中間報告書（その１）の知事意見に対する事業者見解で回答の通り、山梨県内の発生土置き場等の位置及び現地状況を HP に掲載しています。また、令和４年度より、発生土置き場等の位置情報から「環境保全の計画」を参照できるようにホームページの構成を修正し、より分かりやすい情報発信に努めています。

知事意見	事業者の見解
8 発生土 発生土置き場における土砂の流出防止について、豪雨・地震等の災害時を想定した十分な対策を行うこと。	発生土置き場等の計画にあたっては、地元自治体とも調整し場所を選定しているほか、周辺を含めた地形・地質調査等を事前に実施し、基準等に則り、台風等の大雨や地震時においても安全が確保される構造としています。
また、新たな発生土置き場を計画する際には、ハザードマップや周辺の状況等を確認の上、災害時に土砂の流出により環境への影響が懸念される場所は原則として避けること。 なお、どうしても避け難い場合は、十分な対策を行うこと。	なお、一部の発生土置き場等は、災害時の避難体制整備を目的として指定されている土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域等に該当しておりますが、下流側には、民家が存在しないことを確認しており、災害発生時に、住民の皆様へ危害を及ぼすことがないように設置場所を検討しております。